

令和6年1月1日

よんまる牧場 飼養衛生管理マニュアル

飼養衛生管理者 山本 智

このマニュアルは、当牧場の衛生対策の方法について、秋田県北部家畜保健衛生所の雛形を参考に、当牧場で日常的に行われている行為などを整理し「可視化」したものです。

飼養衛生管理マニュアルは、本来、「人が口にする食品を生産する家畜」が、人間社会に悪影響を及ぼすことを防止することを主眼にしています。当牧場のものはそうではなく、ヤギを健やかに飼うためのルールを軸にしています。そのため、日常的に行っている作業を棚卸し、そこに不衛生・不安全な要素が漏れ残っていないかみつめ直して策定しました。ヤギそのものの健康を大事に考える視点です。

当牧場は、基本的に管理責任者が独りで運営しているごく小規模な牧場であり、それを前提とした表現・内容になっています。当人不在時、代理の作業者はこのマニュアルに従って行動するものです。

1. 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- | | |
|--|----|
| (1) 牧場外の家畜等の取扱い禁止 | P1 |
| (2) ヴィジターの侵入 | P1 |
| (3) 海外からの肉製品の持ち込み禁止 | P1 |
| (4) 海外渡航時及び帰国後の対策 | P1 |
| (5) 農場内への不適切な物品の持ち込み禁止及び工具、機材等を農場内に持ち込まないための取り組み | P1 |
| (6) 愛玩動物の飼育禁止 | P1 |

2. 衛生管理区域に入る際、及び衛生管理区域から出る際の対策

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 入場時の動作フロー | P2 |
| (2) 車両入場時の動作フロー | P2 |
| (3) 退場時の動作フロー | P2 |
| (4) 車両退場時の動作フロー | P2 |
| (5) 出荷等における交差汚染防止対策 | P2 |
| (6) 専用衣服等の洗濯 | P2 |

3. 衛生管理区域の管理及び対策

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 整理・整頓 | P3 |
| (2) 清掃 | P3 |
| (3) 厳寒期（積雪期）の清掃の扱い | P4 |

(4) 飼料対策（野生動物の誘因防止）	P4
(5) 野生動物の侵入防止対策	P4
(6) 蜂、蠅及び蚊対策	P4
(7) ねずみ対策	P4
(8) 死亡山羊への野生動物の接触防止対策	P5
4.作業日誌への記録	P5
(別添) 緊急連絡網	P6

1. 衛生管理区域への病原体の侵入防止

(1) 牧場外の家畜等の取扱い禁止

牧場外で家畜を扱い、あるいは野生動物に接触した場合は、いかなるときも牧場への立ち入りを許可しない

(2) ヴィジターの侵入

当牧場にヴィジターとして訪問される方は、管理者立ち会いのもとでのみ立ち入りを許可する

但し、

- ・その日のうちに他の農場などの畜産関係施設に立ち入った方
- ・過去1週間以内に海外から入国あるいは帰国された方

は禁止とし

・また、過去4ヶ月以内に海外で使用した衣類や靴などを持ち込むことを禁止する

入場の前後には、必ず手指の洗浄を行っていただく

(3) 海外からの肉製品の持ち込み禁止

海外から肉製品を持ち込むことを禁止する

(4) 海外渡航時及び帰国後の対策

当牧場関係者の海外への渡航を禁止する

(5) 牧場内への不適切な物品の持ち込み禁止及び工具、機材等を農場内に持ち込まないための取り組み

① 病原体の侵入要因となるため、不適切な物品（他の畜産関係施設等で使用した物品等）の持ち込みを禁止する

② 畜舎や関連設備の修繕に係わる工具、機材等を農場に持ち込む場合は、持ち込みの前後にアル綿等で消毒を行う。

(6) 愛玩動物の侵入禁止

犬や猫が衛生管理区域に侵入することを禁止する

2. 衛生管理区域に入る際、及び衛生管理区域から出る際の対策

(1) 牧場入場時の動作フロー

- ① 衛生管理区域に立ち入る者は、アルコール等で手指の洗浄・消毒を行う
- ② 裏口・風除室を更衣室とする 更衣室にて、専用の帽子・衣服・靴・手袋を着用する

(2) 車両入場時の動作フロー

- ① 衛生管理区域に入場できる車両は、管理責任者保有の軽トラックのみとし、他は許可しない また、車両を運転・乗車し、ともに入場できる者は管理責任者のみとする
- ② 車両は常に衛生管理区域の正面扉前に駐車する その場の後方 15m を消毒場所とする

(3) 牧場退場時の動作フロー

- ① 洗い場にて、靴を脱ぎ、専用のガーデニングブラシ等で靴裏などを流水で洗浄する 他の履き物にはきかえ、洗浄した靴は更衣室の除菌マット上に保管する 除菌マットは毎月掃除し、除菌剤を交換する 蒸発等で目減りした除菌剤は都度補充する
- ② 更衣室にて、専用の帽子・衣服・手袋を脱ぐ
- ③ 退場後は、そのまま自宅等の居住エリアには入らず、浴室にて身体・髪など全身の洗浄を行う

(4) 車両退場時の動作フロー

- ① 毎月、消毒場所において車両、フロアマットを消毒する 流水、及びデッキブラシで洗浄後、消毒剤を散布する 実施は敷料の交換日に合わせて行い、敷料廃棄・移送用のポリバケツの洗浄・消毒も実施する

(5) 出荷等における交差汚染防止対策

- ① 出荷等により牧場外へ移動させる場合は、車両に幌をかけて養生する 移動の直前には当該山羊の健康状態を確認し、リードで2方向から係留して転落を防止する また、山羊に付着した排せつ物等の汚れを取り除く
- ② 排泄物等を牧場外に移動する場合はブルーシートで漏出防止対策を行う
- ③ 出荷等後、消毒場所において車両、フロアマットを消毒する 流水、及びブラシで洗浄後、消毒剤を散布する

(6) 専用衣服等の洗濯

- ① 専用で着用する衣服等は更衣室に設置している専用の洗濯機により洗濯する

(7) 厳寒期の清掃の扱い

- (4)、(5) 項における車両の洗浄・消毒は、積雪期にあたる冬季は困難でなるため、初春の雪解け後、速やかに実施する

3. 衛生管理区域の管理及び対策

(1) 整理・整頓

- ① 資材等の保管場所を設定する
- ② 保管場所
 - ・飼料 物置倉庫の収納コンテナに袋（20kg）単位で保管
 - ・給餌器 更衣室の棚に保管
 - ・敷料袋 物置倉庫の棚に保管
 - ・鋤塩 在庫分は物置倉庫にて保管
 - ・乾草 干し草小屋にて保管
 - ・薬品 自宅内保管棚にて保管
 - ・消毒剤、散布機 物置倉庫にて保管
 - ・殺虫スプレー 物置倉庫にて保管
 - ・フライマグネット、蚊取り剤 在庫分は更衣室の棚に保管
 - ・清掃用スコップ、箒、ブラシ、タワシ等 物置小屋脇のシンク部で保管
 - ・出荷時等の幌 物置倉庫にて保管 骨組は物置倉庫脇に保管

(2) 清掃

- ① 山羊小屋内に落ちこぼれた糞等の汚物を毎日念入りに除去する
原則、朝夕の2回とするが、最低でも日に一度は清掃する
- ② パドック内に落ちこぼれた糞等の汚物を毎日掃除する
原則、朝夕の2回とするが、最低でも日に一度は清掃する
但し、屋外作業となるため、雨天等の荒天時は可能な範囲で実施する
その場合は翌日以降の好天を待ち、速やかにまとめて清掃する
- ③ 干し草小屋前室に落ちこぼれた糞等の汚物、及び食べこぼした干し草を毎日除去する 原則、朝夕の2回とするが、最低でも日に一度は清掃する
但し、屋外作業となるため、雨天等の荒天時は可能な範囲で実施する
その場合は翌日以降の好天を待ち、速やかにまとめて清掃する
- ④ ①～③の作業により集積した糞は、山羊小屋脇の集積籠にまとめ、一杯になる頃を見定めて所定の堆肥場に移送する
- ⑤ 山羊小屋内の敷料は、汚れの度合いを見定めて適宜交換する 最長でも月に一度は交換する 交換にあたっては、これまでの敷料を除去した後、コンクリート床をデッキブラシで流水洗浄し、消毒後、乾燥させてから新たな敷料を敷き詰める
- ⑥ 敷料の交換に合わせ、壁面に付着している蜘蛛の巣やサンの埃等を清掃する
- ⑦ 飲み水は、井戸水をバケツ等に垂れ流し、常に新鮮な水を飲水できるようにする バケツ等は月に1回水垢とりの清掃を行う
- ⑧ 給餌器は、使用後にこびりついた飼料等を水洗いし、乾燥のため、更衣室の棚に裏返しして保管する

(3) 厳寒期の清掃の扱い

- ① 3.(2)項における清掃に関し、積雪期にあたる冬季はこれらの作業が困難になるため、次により対応する
 - ・山羊小屋内の清掃は、屋内作業であり、非積雪期同様に行う
 - ・屋外の清掃作業が困難になるため、天候及び積雪の度合いを見て可能な範囲で実施する 山羊小屋と干し草小屋の通路に汚物が堆積しないよう特に心がける 初春の雪解け後、速やかにまとめて清掃する
 - ・堆肥場が非除雪エリアであるため、集積した糞を堆肥場に捨てることが困難となる場合は、集積場に積み上げておき、初春の雪解け後、速やかにまとめて移送する
 - ・敷料の交換に関し、積雪期間中は汚れた敷料を捨てることが困難となる 場合は、部分交換や新しい敷料の上積み等でのぞき、初春の雪解け後、速やかにまとめて交換する
 - ・積雪により駐車場所に停めている軽トラックが「埋まって」しまう場合は、その危険性のある期間に限り、店側隅の駐車場を利用する

(4) 飼料対策（野生動物の誘因防止）

- ① 給餌時のこぼれ餌は都度清掃する
- ② 飼料は物置倉庫内のコンテナに20kg単位で保管する この物置小屋は山羊の活動場所とは物理的に分離されているため、盗食の恐れがない また、コンテナに密封保管することで鼠等の誘引と梅雨期等高湿時のカビ発生を防止する 飼料を移送するために用いるポシエットは、鼠等のイタズラから防ぐため、コンテナに保管する

(5) 野生動物の侵入防止対策

- ① 毎日の清掃作業時、衛生管理区域の外周を見回り、野生動物の痕跡（糞、足跡、掘り返し跡等）がないか確認する
- ② 衛生管理区域出入り口の扉は常時締切りとする

(6) 蜂、蠅及び蚊対策

- ① 蠅・蚊の飛来を完全に防ぐことはできないが3.(2)清掃を徹底することで牧場内及び周辺での蛆やボウフラの発生・棲息を防止する
- ② 飛来する蠅・蚊をとらえるため、飛来期は、ハエ叩き、フライマグネット及び電池式蚊取り器、忌避器を設置する
- ③ 蜂等の昆虫からの害を防ぐため殺虫スプレーを配備する 殺虫スプレーは物置小屋に保管する

(7) ねずみ対策

- ① 通路等にこぼれた飼料は適切に掃除する
- ② 毎日の清掃作業時、ネズミの侵入跡を確認し、侵入跡が確認された場合、侵入跡一帯に粘着シートを設置する ネズミがかかった場合はシートごと速やかに焼却処分し、粘着シートを交換する

(8) 死亡山羊への野生動物の接触防止対策

①山羊が死亡した場合は、町の担当者に連絡して、化製場または死亡獣畜取扱場で処理する。

②死亡した山羊は異常がないことを確認し、速やかに軽トラックの荷台に移し、ブルーシートをかけて化製場または死亡獣畜取扱場へ搬送する。

④ 死亡山羊の搬送後は、軽トラックの車両、フロアマットをデッキブラシで汚れを落としながら洗浄した後、消毒する。

- ・山羊が死亡した時点で役場町民生活課環境衛生係（85-4824）へ連絡する。
- ・連絡がとれる電話番号を町民生活課に伝える。
- ・町民生活課がJA 営農センター（85-2121）へ連絡し、飼養者の電話番号を伝える。
午前中の連絡→当日午後5時までには完了
午後の連絡→翌日午前中までには完了
- ・JAの担当者から飼養者へ連絡し、搬入時間を調整する。
- ・搬入前に役場（琴丘支所）で、診断書を添付して死亡獣畜埋却使用許可申請をして、カギを受領する。
- ・飼養者が死亡獣畜取扱場へ死亡山羊を搬入し、掘削されている穴に投入する。
- ・JAが覆土し、埋却完了。

4.作業日誌への記録

1 から 3 項のそれぞれの作業内容及び事象発生 of 事項を飼育日誌に記録する
飼育日誌は PC 管理し、日別に記載する

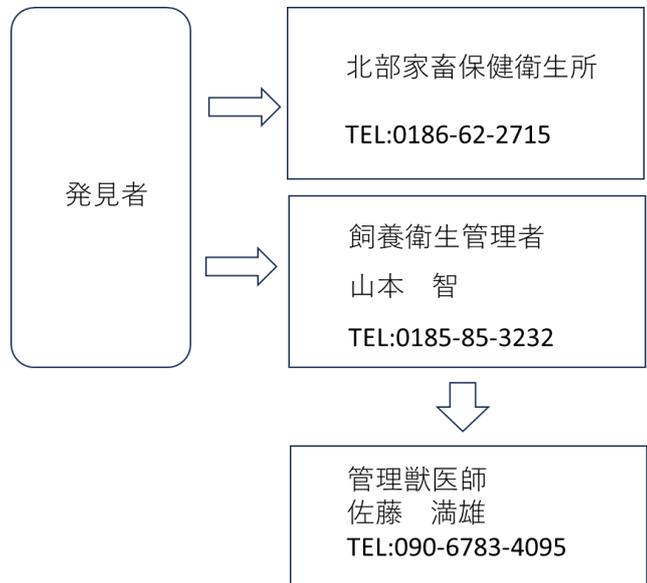
	トピックス	店	ヤギ								農園	Other	
			天	入退場		清掃				コメント			
				午前入退場	午後入退場	車両	小屋	パトック	前室				乾草
1	1 月		曇	1000	1300	なし	○	△	×	焼	通路堆積除去		
			曇	1800	1900		○	×	×	×	飼養管理衛生マニュアル作成		
1	2 火		曇	0930	1230	し	○	△	×	焼	フン捨て*3		オープンレンジ故障
1	3 水		雨	1600	1730		○	×	×	×	飼養管理衛生マニュアル作成		村井一家来訪

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

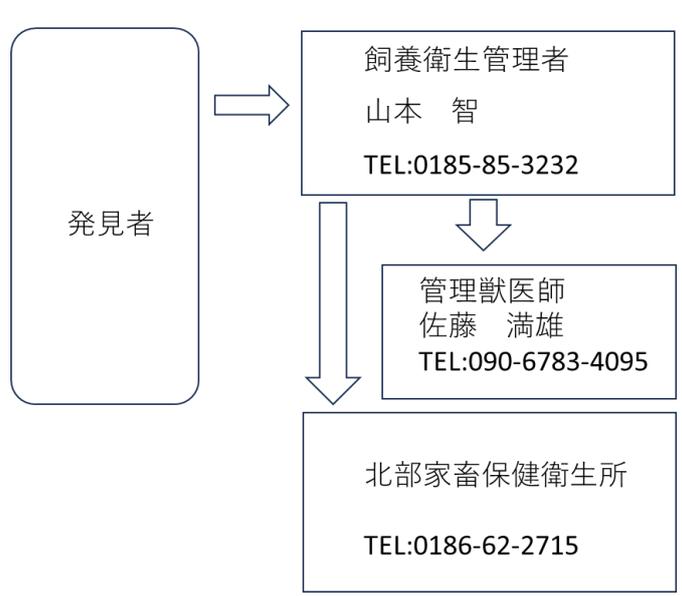
※この日誌は、身の回りのトピックスなどのあらゆることを記録する LOG 集であり、その一部をヤギの飼育作業日誌に利用する

(別添)緊急連絡網

③ 特定症状が確認された場合



④ 特定症
異状が
た場合



状以外の
確認され